ペルーにおける問題点と要望

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
14	税制	日機輸	(1)	新税制による過小資本税制	・資本の3倍を超える借入にかかる支払利息の損金算入が否認される。 (継続)	・税制を緩和、または撤廃して頂きたい。	
		日機輸	(2)	移転価格文書の検証対象期間の不認可	・実務的に期間検証が原則認められていない。現地の損益は外的な要因にも左右されるため、単年度で確実な利益を確保するような移転価格の設定は実務上非常に困難である。 (継続)	・OECD原則に則り、最低3年程度の通算検証を認めて頂きたい。	・移転価格税制(法人税法)
		日商	(3)	消費税還付制度の厳格	・探鉱活動に伴う消費税の還付は、事前に提出する探鉱投資計画に基づいて審査される。しかし実際の探鉱活動では、直前に計画変更が必要となるケースが一般的である。 また探鉱を実施する時期も、住民合意や許認可に時間を要するなど、必ずしも事前に提出した計画通りのタイミングで実施出来るわけではない。しかし、現在の審査実務においては、計画と実績が異なる場合には消費税還付が認められない運用となっている。 また、本制度は恒久的なものではなく不確実な制度となっている。	・事前の探鉱投資計画の提出による消費税還付項目の審査を廃止し、単に当該支出が正常かつ適切な探鉱活動費であることを審査する方法にすべき。 ・消費税還付制度の継続を望む。	・D.S. 082-2002-EF: Reglamento de la Ley de Devolución de IGV
22	環境問題・廃棄物処理問題	日商	(1)	過剰な環境審査	・探鉱活動の終了後、環境評価・監督庁(OEFA)による監査が実施されるが、監査の終了までの年数が明確でないこと、同じ内容の指摘が繰り返される事などの問題がある。	・監査の結果、問題がないのであれば、探鉱プロジェクトの終了証などの発行により、監査の終了を明確化して欲しい。	・OEFA:Ley No. 29325 Supervision regulation - Board of Directors Resolucion Nº 006-2019-OEFA/CD
		日機輸	(2)	不透明な環境法制	・使用済み製品の最低回収量が毎年規定され、未達成の場合には罰金が科される。 法解釈が曖昧で、かつ達成不可能な回収量を義務付けられている。	・法改正により規定を明確化して頂きたい。 ・実輸入量に即した回収義務を設定して頂きたい。	・(Ewaste) Supreme Decree No. 009-2019-MINAM Régimen Especial de Gestión y Manejo de Residuos de Aparatos Eléctricos y Electrónicos (RAEE) ・Data Protection: Law No. 29733 on the Protection of Personal Data
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日機輸	(1)	データ保護法の不明確、厳格な執行	・データ保護法で完全に規定されていないにも関わらず、当局による厳格な執行がなされており、かつ、法解釈は曖昧である。 データ保護法には、Cookie、同意、データ保存、画像の使用などに関するガイダンスがないにも関わらず法律に準拠しない執行がなされている。	・法改正により規定を明確化し、適切に執行して頂きたい。	・Data Protection: Law No. 29733 on the Protection of Personal Data
		日商	(2)	試錐実施許認可取得手続きの煩雑・長期化	・試錐実施に際し、環境許認可(エネルギー鉱山省)、遺跡不在証明(文化省)、水使用許可(国家水資源庁)等を取得する必要があるが、非常に時間を要する。 また、この許認可を取得後にも先住民共同体の認定審査が必要となり、先住民認定された場合には先住民事前協議のプロセスがさらに加わる。	・DIA、FTAの手続きの簡素化、承認期間の短縮および許認可のワンストップ化。	・探鉱環境規則 D.S. No.042-2017-EM ・R.M. N° 108-2018-MEM/DM - FTA Regulation

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

	区分	経由団体※	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
23		日商			また、実際に試錐を開始する前には試錐開始届を提出するが、この承認にも数ヶ月を要する。現状では初期探鉱においても、環境許認可提出から2年程度かかる状況である。 ・探鉱の試錐実施の許認可プロセスで最も時間を要する手続きが、先住民共同体の認定審査である。これについて、審査および認定された場合の先住民事前協議にどの程度の期間を要するかは不明であり、プロジェクトの計画が困難となる。	・先住民共同体の審査を迅速化。 ・審査期間の規定。	・D.S. N° 028-2008-EM - Citizen participation ・Ley de consulta previa: Ley No. 29785 D.S. N° 001-2012-MC - Regulation

※経由団体：各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。